

# 特養ゆうらぎ利用料金表(介護予防短期入所)



[サービス費] (①～③については、1割負担の額となります。)

		要支援1	要支援2
①	ユニット型施設サービス費(個室)	508 円	631 円
②	サービス提供体制加算 I イ	18 円	18 円
合計(①+②+③) 自負担額:1日分		526 円	649 円
合計(①+②+③) 自負担額:1日分 2割負担		1,052 円	1,298 円
③	送迎加算(利用した場合) 片道	184 円	184 円

※ 2割負担対象者……合計所得金額160万円以上の方。  
ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。市町村への申請が必要です。

※上記の料金とは別と、下記の加算が含まれてきます。

介護職員処遇改善加算: 利用日数・合計単位数 × 5.9%

## [居住費・食費]

負担段階	居住費(個室)	食費	合計 1日分
	(1日)	(1日)	
第1段階	820 円	300 円	1,120 円
第2段階	820 円	390 円	1,210 円
第3段階	1,310 円	650 円	1,960 円
第4段階(標準負担:減免なし)	1,970 円	1,380 円	3,350 円

**利用料金: サービス費(自己負担額) + 居住費 + 食費**

## [利用者負担段階の対象者]

負担段階	対象者	
第1段階	・市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方	左記の要件に加えて、世帯分離している配偶者も含めて市民税非課税であり、預貯金が単身世帯で1000万円夫婦で2000万円以下であること。
	・生活保護を受給されている方	
第2段階	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額(※1)との合計が年間80万以下である方	
	・世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない方	
第4段階(減免なし)	・第1段階から第3段階に該当しない方	

※1 課税年金収入には、遺族・障害年金等の非課税年金収入は入りません。

◎市町村に申請が必要です。